

新潟県保険医会 FAXニュース 第68号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養・自宅療養における公費負担医療について、お問い合わせが増えておりますので、概要をお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養・自宅療養における公費負担医療の取扱い

宿泊療養又は自宅療養を受けている新型コロナウイルス感染症患者については、新型コロナウイルス感染症に係る医療の自己負担額が公費(法別28)より支払われます。なお、新型コロナウイルス感染症に係る検査における公費負担医療(下記(1))とは公費負担者番号、対象範囲などが異なりますのでご注意ください。

【対象患者】

都道府県等(保健所)が実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている患者。

【補助の内容】

以下の公費対象となる医療について、患者自己負担額が公費により補助される。

- ・都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療
- ・新型コロナウイルス感染症に係る医療(往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等によるものを含む)

※ 新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療や、新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても実施したであろう医療は対象外。

【公費負担医療のレセプト請求方法】

公費併用扱いとし、社保は支払基金、国保及び後期高齢者医療は国保連合会へ請求する。

＜自宅療養・宿泊療養における公費負担医療＞

- ・公費負担者番号(県内共通):「28150605」
- ・公費負担受給者番号(全患者共通):「9999996」
- ・「療養の給付」欄の当該公費「負担金額」又は「一部負担金額」欄の項には「0円」と記載。

【宿泊療養又は自宅療養を解除するためにPCR検査を実施する場合】

(1) PCR検査に係る検体検査実施料・判断料の自己負担額については、新型コロナウイルス感染症に係る検査における公費により補助される。(※詳細は新潟県保険医会報第403号をご覧ください。)

＜検査における公費負担医療＞

公費負担者番号:新潟県(新潟市を除く)「28150506」 新潟市「28151504」

公費負担受給者番号(全患者共通):「9999996」

(2) (1)の公費を優先して適用し、残る自己負担額について、宿泊療養・自宅療養に係る公費を適用する。(①の公費番号を公費①、宿泊療養・自宅療養に係る公費番号を公費②、として請求。)

宿泊・自宅療養中の患者に電話等を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行い、電話等を用いた診療による初診料(214点)や電話等再診料(73点)を算定する場合、主として診療を行う保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回「**二類感染症患者入院診療加算(250点)**」が算定できます(8月16日以降)。詳細は新潟県保険医会FAXニュース第67号をご覧ください。